

西原村観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「西原村観光協会」と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を西原村役場企画商工課内に置く。

(目的)

第3条 本会は観光関係者の繁密な連帯を保持し、自然保護並びに環境保全に配慮しつつ、観光・農業等の発展と振興を計り、産業経済の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 観光資源及び施設等の開発・整備・保全、利用促進に関すること。
- 2 観光地等の宣伝紹介、及び旅客誘致に関すること。
- 3 観光に関する各種イベントの開催に関すること。
- 4 観光関係機関、及び団体、ならびに会員との連携に関すること。
- 5 ツーリズムの普及啓発と実践活動に関すること。
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、村内で観光に関係ある事業を行う、個人事業主・法人・その他の団体、及び、本会の目的、趣旨に賛同して会員になろうとするもので、理事会の承認を得た者とする。

2 本会が開催する事業内容の目的、趣旨に賛同し、会員になろうとする個人事業主・法人・その他団体で、理事会の承認を得た者を賛助会員とすることが出来る。ただし、議決権は有さない。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入して、本会に提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、事業年度の4月30日までに年会費を納入しなければならない。

(1)正会員

個人事業主 3,000円、法人 5,000円、その他団体 5,000円

(2)賛助会員

個人事業主 1,000円、法人 5,000円、

※ただし、2019年4月より納入するものとする。

(代表者)

第8条 法人、及び団体である会員は、本会に対する代表者1名を定めて、届けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(議決権)

第9条 会員は、ひとつの決議権を有する。

(退会)

第10条 会員は、次の理由により退会する。

(1)退会

(2)会員たる資格の喪失

(3)死亡、または解散

(4)除名

2 退会したものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費、その他本会の資産に対し、何等の請求をもすることができない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。この場合その会員に於いて弁明の機会をあたえなければならない。

(1)本会の名誉を毀損し、または本会の趣旨に違反する行為があったとき。

(2)会費の不払い、その他の会員としての義務を怠ったとき。

(退会の届け)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その義務を履行した後、書面をもって会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に、次の役員をおく。

(1)会 長 1名

(2)副会長 2名

(3)理 事 6名(理事の中から会長及び副会長を選任する)

(4)監 事 2名

(役員を選任)

第14条 会長、及び副会長は理事の互選とする。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 役員任期満了後も、後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第16条 会長は本会を代表し、会務を総理し、すべて会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会において、あらかじめ定めた順位により職務を代行する。

3 理事は、本会の運営に関する重要事項を審議し、その業務を処理する。

4 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第4章 会議

(種別)

第17条 会議は、総会、及び理事会とし、総会を通常総会、及び臨時総会に分ける。

(構成)

第18条 総会は、会員、及び役員を持って構成する。

2 理事会は、第13条の規定により構成する。

(議長)

第19条 総会及び、理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の開催)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が認めたとき、または、会員総数の3分の1以上から会議の目的を示し、請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、少なくとも開催5日前までに、会議の目的とする項目、日時、及び場所を示し会員に通知しなければならない。

(総会の討議事項)

第22条 総会において決議する必要がある事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、収支予算
- (2) 事業、及び処理の状況、収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員を選任、及び解任
- (5) その他、会長が必要と認める事項

(総会の成立)

第23条 総会は、会員の2分の1(委任を含む)の出席によって成立し、総会の決議は、出席会員の過半数の同意により成立する。賛否同数のときは、議長がこれを決める。

(理事会の開催)

第24条 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(理事会の討議事項)

第25条 理事会において決議する事項は、次のとおりとする。

- (1)総会に提案する議案
- (2)会員の入会、及び除名に関する事
- (3)会務についての重要な事項
- (4)事務局、及び職員に関する事項
- (5)会費の基準
- (6)その他、会長が必要と認める事項

(理事会の成立)

第26条 理事会は、理事の、半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 理事の決議は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(記録)

第27条 総会及び理事会において決定した事由は、記録を作成し、会長の責任において、2年間保存しなければならない。

第5章 会 計

(予算の構成)

第28条 本会の予算は、会費、補助金、寄付金、その他の収入によりなるものとする。

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算の監査)

第30条 本会は、毎年事業年度終了後、監事の監査を受け、その報告書とともに通常総会に次の書類を提出しなければならない。

- (1)収支決算書
- (2)事業報告書
- (3)財産目録

(決算の承認)

第31条 監事は、前条に掲げる書類を受けた時には、遅滞なくこれを監査し、意見を付して、会長に送付しなければならない。

2 会長は、前項の書類、及び監事の意見を総会に提出し、その承認をもとめなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第32条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には次の職員をおく。

(1)事務局員 1名

(2)書記・会計 若干名

3 前項の職員は会長が任命する。

4 事務局に関する規定は、会長が別に定める。

(雑則)

第33条 本会則の施行に関して定めのない事項については、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

(実施の時期)

この規則は、本協会設立の、平成30年10月18日から実施する。